

特定非営利活動法人北海道国際音楽交流協会定款

平成13年9月4日施行
平成16年5月24日改正
平成28年6月17日改正
2020年（令和2年）7月20日改正
2021年（令和3年）7月20日改正
2026年（令和8年）8月24日改正
（札幌市の認証日）

第1章 総則

（名称）

第1条 この法人は、特定非営利活動法人北海道国際音楽交流協会（略称「ハイメス」）という。

（事務所）

第2条 この法人は、事務所を北海道札幌市中央区北1条西3丁目3番地に置く。

第2章 目的及び事業

（目的）

第3条 この法人は、北海道の音楽文化向上のために、将来性のある本道ゆかりの若い音楽家の海外研修を支援し、海外音楽家を招へいし、演奏や公開レッスンを通して音楽水準を高め、音楽家や留学生の受入れ、道内音楽家の海外派遣による本道の音楽活動の国際化を図るとともに、精神文化の荒廃が憂えられる今日の社会のなかで、豊かな心が育つ環境づくりを目指し、芸術文化の向上とともに、精神性あふれる環境と、生活文化の水準の向上を図ることを目的とする。

（特定非営利活動の種類）

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- （1）文化、芸術の振興を図る活動
- （2）国際協力の活動
- （3）前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

（事業）

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- （1）特定非営利活動に係る事業
 - ① 音楽家の海外及び国内研修
 - ② 音楽家の海外からの招へい及び派遣
 - ③ 音楽会の開催及び協力
 - ④ 音楽活動の国際化にかかわる調査研究
 - ⑤ その他、目的達成に必要な事業
- （2）収益事業
 - ① 物品のあっせん及び販売
 - ② 役務の提供等
 - ③ その他、必要と認められる収益事業
- 2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その収益は同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

（種別）

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、個人会員、法人会員及びアーティスト会員（以下「会員」という。）をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- （1）個人会員 この法人の目的に賛同して会費を納入した個人。
- （2）法人会員 この法人の目的に賛同して会費を納入した法人。
- （3）アーティスト会員 音楽家で本会の趣旨に賛同し、会費を納入した者。

（入会）

第7条 この法人の会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、そのものが前条に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

（年会費）

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

（会員の資格の喪失）

第9条 会員が、次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- （1）退会届の提出をしたとき。
- （2）本人が死亡し又は会員である団体が消滅したとき。
- （3）継続して2年以上会費を滞納したとき。
- （4）除名されたとき。

（退会）

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

（除名）

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- （1）この定款等に違反したとき。
- （2）この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

（抛出金品の不返還）

第12条 既納の会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員、評議員、専門委員及び職員等

（種別及び定数）

第13条 この法人に次の役員を置く。

- （1）理事10人以上35人以内
- （2）監事1人以上3人以内
- 2 理事のうち、1人を理事長、3人以内を副理事長、1人を専務理事、1人を常務理事（以下「役付理事」という。）とする。

（選任等）

第14条 理事及び監事は、総会において選出する。

2 役付理事は、理事の互選とする。

- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が一人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることにならない。
- 4 監事は、この法人の理事又は職員を兼ねることはできない。
(職務)
- 第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。
- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指定した順序によって、その職務を代行する。
- 3 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐する。
- 4 常務理事は、理事長、副理事長及び専務理事を補佐する。
- 5 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 6 監事は、次に掲げる業務を行う。
(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
(2) この法人の財産の状況を監査すること。
(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。
(任期等)
- 第16条 役員の任期は2年とし再任を妨げない。
- 2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。
- 4 第1項の規定にかかわらず、任期満了前に、就任後2事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とする。また、任期満了後に、後任の役員が選任されていない場合には、任期末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
(欠員補充)
- 第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。
(解任)
- 第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合には、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。
(1) 心身の故障のため、職務の遂行に耐えれないと認められるとき。
(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
(報酬等)
- 第19条 役員はその総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。
(名誉理事長・顧問)
- 第20条 この法人に名誉理事長並びに顧問を若干名置くことができる。
- 2 名誉理事長ならびに顧問は、学識経験者又はこの法人に功勞のあったもののうちから、理事会の推薦により、理事長が委嘱する。
- 3 名誉理事長ならびに顧問は、この法人の運営に関して理事長の諮問に答え、または理事長に対して意見を述べる。
- 4 第16条の規定は、名誉理事長ならびに顧問について準用する。
(評議員会)
- 第21条 この法人は、理事会を補佐するため、評議員会を置く。
- 2 評議員会は、評議員で組織する。
- 3 評議員は、会員より理事会で選出し、理事長が任命する。
- 4 評議員の任期は2年とし、再任を妨げない。
(専門委員会)
- 第22条 理事長は、事業の企画、運営のため専門委員会の設置を命ずることができる。
- 2 専門委員会は、専門委員で組織する。
- 3 専門委員は若干名とし、会員より理事会で選出し、理事長が任命する。
- 4 専門委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
(職員)
- 第23条 この法人には、事務局長その他の職員を置く。
- 2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

- (種別)
- 第24条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。
(構成)
- 第25条 総会は、会員をもって構成する。
(権能)
- 第26条 総会は以下の事項について議決する。
(1) 定款の変更
(2) 解散
(3) 合併
(4) 事業計画及び収支予算並びにその変更
(5) 事業報告及び収支決算
(6) 役員の選任及び解任、職務及び報酬
(7) 会費の額
(8) 借入金(その事業年度内の収入を持って償還する短期借入金を除く。第51条において同じ。)その他の新たな義務の負担及び権利の放棄
(9) 事務局の組織及び運営
(10) その他運営に関する重要事項
(開催)
- 第27条 通常総会は、毎年1回開催する。
- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
(2) 会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
(3) 第15条第6項第4号の規定により、監事から招集があったとき。
(招集)
- 第28条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。
- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号による請求があったときには、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。
(議長)

第 29 条 総会の議長は、理事長がこれに当たる。
(定足数)

第 30 条 総会は、会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。
(議決)

第 31 条 総会における議決事項は、第 28 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
(表決権等)

第 32 条 各会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない場合は、あらかじめ通知された事項について、書面若しくは電磁的方法により表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した会員は、前 2 条及び次条第 1 項の適用については総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する会員は、その議事の議決に加わることができない。
(議事録)

第 33 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 会員総数及び出席者数（書面表決者若しくは電磁的方法による表決者、又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名押印しなければならない。

第 6 章 理事会

(構成)

第 34 条 理事会は理事をもって構成する。

(権能)

第 35 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
 - (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
 - (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
- (開催)

第 36 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事総数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
 - (3) 第 15 条第 6 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。
- (招集)

第 37 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 38 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第 39 条 理事会における議決事項は、第 37 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
(表決権等)

第 40 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由により理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面又は電磁的方法により表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第 1 項の適用については理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。
(議事録)

第 41 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者又は電磁的方法による表決者にあっては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 42 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第 43 条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及び収益事業に係る資産の 2 種とする。

(資産の管理)

第 44 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 45 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則にしたがって行うものとする。

(会計の区分)

第 46 条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及び収益事業に関する会計の 2 種とする。

(事業計画及び予算)

第 47 条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を得なければならない。

(暫定予算)

第 48 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第 49 条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更生)

第 50 条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 51 条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 52 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 53 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 54 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した会員総数の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第 55 条 この法人は、次に掲げる事項により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 56 条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、総会で議決した者に譲渡するものとする。

(合併)

第 57 条 この法人が合併しようとするときは、総会において会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 58 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示して行う。

第 10 章 雑則

(細則)

第 59 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理 事 長	河 邨 文一郎
副理事長	木 梨 芳 一
専務理事	藤 田 道 子
理 事	岸 田 晴 樹
理 事	黒 川 武
理 事	白 鳥 弘 嗣
理 事	関 堂 安 司
理 事	高 垣 幸 子 (戸籍名 酒 田 幸 子)
理 事	竹 津 宣 男
理 事	谷 本 美智子
理 事	永 井 信
理 事	永 井 征 男
理 事	畠 山 悠 子
理 事	廣 川 一 彦
理 事	三 部 安紀子
理 事	山 中 善 夫
監 事	伊 藤 巖
監 事	植 田 英 隆

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から平成 14 年度通常総会開催の日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 47 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第 52 条の規定にかかわらず、成立の日から平成 14 年 3 月 31 日までとする。

6 この法人の設立当初の会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

- (1) 個人及び法人会員 年会費 1 口 10,000 円で 1 口以上とする。
- (2) アーチスト会員 年会費 5,000 円

7 この定款は、札幌市長の認証の日から施行する。